

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点 地域や関係諸機関との積極的な連携・協力が行われている実践事例

1. 基本情報

都道府県名及び市町村名

宮城県亶理郡亶理町

学校名

亶理町立高屋小学校

学校のURL

<http://www.koya.myswan.ne.jp/>

2. 学校紹介

学級数

【通常の学級】全学年各1学級 【特別支援学級】2学級，【合計】8学級

児童生徒数

【全児童数】70人（平成23年12月1日現在）
（内訳：1年生10人，2年生7人，3年生13人，4年生12人，5年生15人，6年生13人，）

学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

心身共に健康で 人間性豊かな子どもを育てる

[K] 考え伝える子ども [O] 思いやりのある子ども [Ya] やりぬくたくましい子ども

【人権教育に関する目標】

「互いの人権や個性を尊重し合い 思いやりのある温かい人間関係の育成」

- ・福祉の心，福祉理解，福祉の実践の調和を図り，その実践意欲と態度の育成に努める。
- ・様々な差別や偏見をなくし，異文化や多様性を容認する「共生の心」を培い，発達の段階に応じて，自分で考え，正しく判断して解決しようとする態度を育成する。

人権教育にかかる取組の全体概要

学校の教育活動全てを通じて実践する，系統性を重視した指導計画の効果的実践

児童の実態に応じた人権教育の全体計画を作成し，指導の基本方針を示す。それを基に年間指導計画を作成し，指導の具体的方策となる努力事項を定め，系統的な実践を目指す。

児童の自主性を尊重した指導法の工夫

人権教育の推進に当たっては，児童会活動や委員会活動における取組を生か

し、児童とともに話し合い、児童自身が自覚して実践できるようにする。また、体験活動を重視し、実践を通して人権意識が高まるようにする。

人権教育推進に関する点検・評価アンケートの教職員・児童生徒・保護者への実施及びその結果の分析活用

教職員・児童・保護者に対する人権教育に関するアンケートや人権教育に関する行事等での保護者等からの評価（感想文）を集計・分析し、人権教育推進に向けた計画改善に活用する。

家庭・地域との連携，校種間連携

人権教育に関する行事等を家庭や地域への開放参観日として設定し、学校の人権教育への取組について、家庭・地域の方々への理解を図る。町の人権教育推進市町村事業ともタイアップした活動も計画する。

また、障害に対する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し、接し合おうとする態度の育成を図るために、宮城県立聴覚支援学校との交流を実施している。この取組は27年間継続して実施しており、本校の人権教育の取組における大きな柱となっている。

3. 特色ある実践事例の内容

「体験」を取り入れ、お互いのよさを認め合い、仲間意識を育てるための取組
(取組のねらい)

聴覚支援学校の児童との望ましい交流活動を通して、障害のある人たちとも互いのよさを認め合い、共に助け合い励まし合う仲間意識を育て、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(取組を始めたきっかけ)

聴覚支援学校との交流は、昭和59年に始まる。当時は、障害に対する理解が十分ではなかった。そこで、職員同士の交流をきっかけに児童間の直接・間接交流に広がっていった。

(取組の内容)

取組は、宮城県立聴覚支援学校との直接・間接交流と人権に関する理解学習に分け、それぞれに目標を立て行われている。直接・間接交流では、聴覚支援学校の児童の豊かな人間性にふれながら、障害のある人に対する見方・考え方・接し方を体得させることを目標に、共に活動する楽しさを味わわせることにポイントを置く。理解に関する学習では、聴覚障害に対する正しい理解と認識を深め、相手の立場を尊重し接し合おうとすることを目標に、できる活動を進んで実践しようとする態度を育てる。

(1) 直接・間接交流での取組

「交流まつり」の実施

・「交流まつり」は学校全体として交流する取組である。本校の児童・聴覚支援学校の児童に加え、保護者や祖父母、地域の方も交えた1年に一度のお祭りである。

・内容は、はじめの会に始まり、児童会主催の「みのりフェスティバル」、たてわり対抗のゲーム大会、昼食交流等を行う。

・児童会主催の「みのりフェスティバル」は、本校3年生以上の学級と聴覚支援学校の高学年でゲームコーナーなどのそれぞれが工夫したコーナーを企画運営し、下学年の児童に遊びの場を提供するものである。低学年児童は、本校と聴覚支援学校の児童が3～4名のグループを作り、一緒にコーナーを回る等、交流を図る。



《交流まつりでのひとこま》

学年交流における取組

各学年と聴覚支援学校との交流は、学年ごとに計画を立て実施する。

< 体験学習での交流 >

- ・低学年では、生活科で「ザリガニ釣り」や「イチゴ狩り」等の活動を共に実施する。
- ・中・高学年では、田植えや稲刈りでの交流に加え、6年生は、聴覚支援学校訪問を行い交流を深める。

< 社会見学等での交流 >

- ・低学年は、動物園や水族館見学を行う。
- ・中学年は、公共施設の見学や利用、天文台見学、ショッピングモールでの買い物体験などを行う。

(2) 人権に関する理解学習

< 道徳、特別活動における取組 >

- ・道徳では、学年部ごとに、指導の重点項目を定める。指導に当たっては、交流活動で体験し、感じたことを大切にしながらそれぞれの道徳的価値の自覚が深められるようにする。
- ・特別活動では、「聴覚支援学校の友達のことを知ろう」「交流のしかたを考えよう」「いろいろな障害について考えよう」などの題材を通して、他者理解に努める。

(取組の主体や実施体制)

交流活動の運営組織

交流活動の運営は、教務主任、人権教育担当者、児童会活動担当が担当し、全体調整を教頭が行う。

交流連絡会の実施

両校の交流を実施するに当たって、年度始めと終わりに交流連絡会を実施する。年度始めの4月の交流連絡会には、本校の全職員と聴覚支援学校の小学部の職員が一同に会してすでに計画されている活動内容について打合せを行う。年度末では、両校が持ち寄った各活動の反省をもとに、ねらいの確認、計画の見直しや次年度の日程等の調整を行う。

学年連絡会の実施

各学年で行う社会見学や生活科等での学習についての打合せは各学年が主体になって行う。

(取組を実現するにあたって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫)

<課題1> 交流活動に対する共通理解や共通行動をどのように図っていくか。

交流活動に対する共通理解や共通行動を図るために、計画から実施、反省そして新たな計画立案まで、全職員が関わることにした。交流活動を本校の人権教育の核として据える中で、担当者だけが関わるという体制ではなく、全ての教職員が関わるという体制をつくった。

<課題2> 各活動の教育課程への位置付けをどのように図っていくか。

各交流活動を年間の教育課程に位置付けることはたやすいことではない。そこで、活動内容を絞り込み、無理なく長期にわたって活動できるような計画にした。また、計画案に縛られることなく、柔軟に対応できるようにした。

<課題3> 児童の自主的・自治的な活動をどのように図っていくか。

児童の自主的・自治的な活動を進めるために次のような工夫をした。

- ・活動時間の確保
- ・活動内容の絞り込み
- ・全校体制での取組

(児童会活動の担当者に任せ
るのではなく、全学級担任で
分担することで、計画や準備
に余裕をもたせ、児童もじっ
くり活動できるようになると
考えた。)



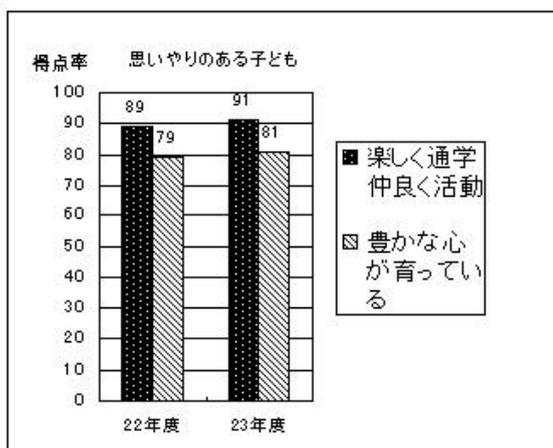
4. 実践事例の実績、実施による効果

(取組の実績)

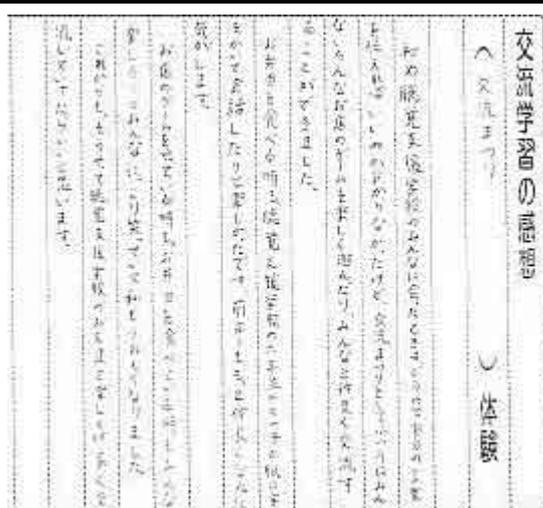
交流活動に取り組んだことで、本校のめざす児童像のひとつである「思いやりのある子ども」に少しずつ近づいていると思われる。右の資料は保護者アンケートから児童の「思いやり」に関する数値をグラフ化したものである。左側のグラフから平成22年度、平成23年度となる。交流活動の継続が、児童の「思いやり」の高まりに現れていると考えられる。

また、児童アンケートによる「人権福祉」の項目でも、「友達と仲良くしているか」や「自分より小さい子や弱い子に優しくしているか」の問に対して85%以上の児童が「そう感じている」と回答している。

(取組が効果を上げた実際の事例)



人権意識の高まりをどのようにとらえるかについては非常に難しい。本校では、活動ごとに児童の作文や感想文、相手への手紙の作成を通して児童の変容をとらえてきた。その中で、効果が上がっていると思われるもののひとつは、直接交流活動の継続である。直接交流を継続していくことで、はじめは戸惑っていた児童が、相手を理解していくとともに、変容する自分にも喜びを感じていく。また、別の児童は、障害に対して偏見をもっていた自分を恥ずかしく思うとともに、活動を通して自分と何も変わらないことに気付いていくのである。



(取組の実施から得られた知見・経験により改善を図った事項)

<取組の実施から得られた知見>

(1) 地域の「ひとものこと」を積極的に活用

本校では、聴覚支援学校との交流のみならず、地域に在住の障害のある方々や町の社会福祉協議会とも連携を図ってきた。このことによって、児童の人権意識を多方面から育てることができた。

(2) 体験活動の実施

「ともに」同じ場に立つ、同じことを経験するという取組を大切にする。体験活動の共有化は、他者理解のために有効な方法である。

<経験により改善を図った事項>

(1) 間接的な交流の実施

実践していく中で、直接交流ができない場合は、手紙を送る、作品を送る、自己紹介カードを作成する等の間接交流を継続することが大切である。

(2) 柔軟な計画変更

聴覚支援学校のみならず諸機関や各種団体との交流には計画の変更もあり得るという柔軟な姿勢が必要である。計画にこだわると無理な実践になってしまう。

5. 実践事例についての評価

(取組についての評価、及びその理由)

取組に対する教職員のアンケート、児童アンケート、そして保護者アンケートの結果では、人権教育に関する取組についての評価が高い。中でも、相手の立場になって行動する児童が多いと感じる教職員、保護者の数が年々増えている。児童の作文等からも、低学年のころは、障害がある人を「別の目で見ている」「どうやって相手と交流したらよいか分からなかった」と思っていた児童が、「交流を深めていくうち絆が生まれてきた」「みんなにっこり笑っていて私も楽しくなった」という感想をもつように変容してきた。

(保護者や地域住民からの反応)

本校では交流活動を含め、学校教育活動のほとんどの場面で、保護者や地域住民から感想をいただいている。聴覚支援学校との交流活動では、次のような感想が寄せられた。

交流まつりに参加させていただき、楽しい時間をありがとうございました。支援学校と高屋小学校の子どもたちもみんな同じクラスそして友達のようなふれあい、そして、祖父母の皆様も自分の孫のように接し、ほのぼのと心が温かくなりました。

今年も聴覚支援学校、高屋小学校の交流まつりを楽しみに参加しました。...中略...子どもたちの元気な笑顔と楽しい時間を共有できた喜び、とってもうれしかったです。

(現在、実施にあたって課題と感じていること)

交流活動についての教職員の願いの共有化と次年度へのバトンリレーをどのように進めていくか。

交流活動の時間や経費の確保をどう図っていくか。

交流活動を見直す中で、活動のマンネリ化をどのように改善するのか。

【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

巨理町立高屋小学校

学校全体の協力体制を確立し、地域や関係諸機関との積極的な連携・協力のもとに取組を積み上げてきた事例である。

計画、実施、反省、新たな計画立案にすべての教員が主体的に関わり、知的理解の深化と直接交流・間接交流による人権感覚の育成を通して、自分で考え、正しく判断して解決しようとする実践的な態度が児童に育成されている。

聴覚支援学校との交流が大きな柱となるが、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用し、同じ立場に立ち、同じ経験をする体験活動の共有化を図ることにより、相手を理解し、共生の心をもって変容していく自分に喜びを感じる児童を育成している。

保護者や地域、関係諸機関に適時・適切な情報発信を行って信頼関係を構築したことが、学校の取組が肯定的に理解されることにつながり、実践の効果を高めている。